

豊島区立明豊中学校 いじめ防止基本方針

令和5年度版

豊島区立明豊中学校

目 次

I 基本方針

- 1 いじめ防止に対する基本理念
- 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの防止
- 5 いじめの早期発見
- 6 いじめに対する措置
- 7 重大事態への対処
- 8 その他の留意事項

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間計画（別紙）

I 基本方針

1 いじめの防止に対する基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

このことを踏まえ、本校では、いじめを防止し、すべての子どもたちが明るく、楽しく生活を送るための理念として、次の3つを示す。

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、すべての生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

(1) 基本理念(1)に係る対策の方針

- ①生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする。
- ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(2) 基本理念(2)に係る対策の方針

- ①日常的にいじめの問題について触れ、全ての生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

(3) 基本理念(3)に係る対策の方針

- ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(国の基本方針より)

(1) いじめを認知する際の方針

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（学校いじめ対策委員会等）をもって行う。
- ②けんかのように見える場合であっても、当該生徒の人間関係等を考慮し、判断する。
- ③いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- ④いじめの中に、犯罪行為として扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

4 いじめの防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 学校教育目標 2 項「思いやりの心と強い意志を持つ生徒」の育成を目指し、誠意を持った指導、支援を行う。
- (2) 目指す生徒像『「心」を感じ、「心」を読み、「心」で動く生徒』となるよう、自己を見つめ、将来の夢・目標、志を抱いて、努力の継続ができる生徒を育成する。
- (3) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (4) いじめとは何かについて、機会あるごとに指導し、生徒と教職員が認識を共有する。
- (5) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動、生徒会活動等の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (6) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (7) 生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる機会を提供する。
- (8) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査（教育相談部「悩み・いじめアンケート」を学期毎実施）の実施、集約、対応の継続や定期的な教育相談（全校三者面談、二者面談）やフリー教育相談の実施等により、生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 生活ノート（各学年実施）や個人面談、保護者会・学級懇談の機会を通し、日頃から生徒の様子や行動に気を配り、毎週実施の生活指導部会、特別支援委員会で状況把握を行い、早期に発見し迅速な対応に努める。
- (3) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

6 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ④ 発見・通報を受けた教職員は、学校いじめ対策委員会で直ちに情報を共有する。
 - ⑤ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ⑥ 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
 - ⑦ 指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所管警察署と連携して対処する。
- (2) いじめられた生徒及びその保護者への支援
 - ① いじめられた生徒から、事実関係の聞きとりを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ② 状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - ③ いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
 - ④ 状況に応じて、いじめをした生徒を別室で指導する。
 - ⑤ 必要に応じて、いじめられた生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
 - ⑥ 解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。
- (3) いじめをした生徒への指導及びその保護者への助言
 - ① いじめをしたとされる生徒から、事実関係の聞きとりを行う。いじめが確認された

場合、複数の教職員、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。

②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

③いじめをした生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

④いじめをした生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。

⑤個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるときともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

③生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する対応をとる。

②必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。

③ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

④ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

⑤パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいとため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ・生徒が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされた
- ・その他校長や教育委員会が認めるもの

(2) 重大事態が発生した場合、教育委員会への発生を報告する（「事故速報」にて報告）。

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、

事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ① 組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ② 教育委員会が主体で調査する場合には、豊島区いじめ問題対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
 - ③ いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ④ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをした生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ⑤ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ⑥ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)
- (6) 市長による再調査及び措置への対応(川越市いじめ問題再調査委員会)

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導

校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立する。

「明豊中いじめ対策委員会」については、次のとおりとする。

- ① 週 1 回開催している「運営委員会」「生活指導部会」「特別支援委員会」の、継続した情報収集、共有、具体的な対応という流れの中で、いじめ問題に迅速に対応する。
 - ② 「明豊中いじめ対策委員会」は、主幹教諭、生活指導主任、各学年正割指導部員、養護教諭で組織する。ただし重大事案の調査や生徒へのケアが必要な場合には、校長・副校長・運営委員にも参加を要請する。更に、学校評議員、PTA役員、自治会長、民生児童委員等にも参加を要請する。
 - ③ いじめ問題に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
 - ④ 学校いじめ防止基本計画やいじめ防止年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。
- (2) 校内研修の充実
- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校

内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教職員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した、目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得られることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

Ⅱ 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る

1 警察との連携

- (1) 目白警察署生活安全課、池袋警察署生活安全課との連携を図る。
- (2) 定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- (3) 警視庁警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者、生徒への情報モラルについての啓発

2 豊島区教育委員会〔教育指導課、豊島区立教育センター教育相談室〕との連携

3 豊島区子ども安全課、児童相談所、東部家庭子ども支援センターとの連携

Ⅲ いじめ防止年間計画（別紙）